

食品安全委員会第906回会合議事録

1. 日時 令和5年7月18日（火） 14:00～14:35

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 4品目

(厚生労働省からの説明)

アセフェート

キノフメリン

ホスチアゼート

メタミドホス

- ・動物用医薬品 1品目

(厚生労働省からの説明)

タイロシン

- ・飼料添加物 1品目

(厚生労働省からの説明)

2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステルを飼料添加物として使用した家畜に由来する食品の安全性

- ・飼料添加物 1品目

(農林水産省からの説明)

2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「フロニカミド」に係る食品健康影響評価について

- ・農薬「ポリオキシシンド垂鉛塩」に係る食品健康影響評価について

(3) 令和5年度食品安全確保総合調査課題（案）について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

浅野委員長代理、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(説明者)

厚生労働省 田中残留農薬等基準審査室長

農林水産省 古川飼料安全・薬事室長

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、重元総務課長、紀平評価第一課長、
前間評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、
井上評価情報分析官、寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料 1－1 食品健康影響評価について<アセフェート>

資料 1－2 食品健康影響評価について<キノフメリン>

資料 1－3 食品健康影響評価について<ホスチアゼート>

資料 1－4 食品健康影響評価について<メタミドホス>

資料 1－5 食品健康影響評価について<タイロシン>

資料 1－6 食品健康影響評価について<2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン
イソプロピルエステルを飼料添加物として使用した家畜に由来する
食品の安全性>

資料 1－7 「アセフェート」、「キノフメリン」、「ホスチアゼート」、「メタ
ミドホス」、「タイロシン」及び「メチオニンを有効成分とする飼料
添加物 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエス
テルを飼料添加物として使用した家畜に由来する食品の安全性」の食
品安全基本法第24条第1項第1号及び第3項に基づく食品健康影響
評価について

資料 1－8 食品健康影響評価について<2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン
イソプロピルエステル>

資料 2－1 農薬評価書（案）フロニカミド（第9版）

資料 2－2 農薬評価書（案）ポリオキシシンD亜鉛塩（第2版）

資料 3 令和5年度食品安全確保総合調査課題（案）について

6. 議事内容

○浅野委員長代理 ただ今から第906回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は山本委員長が出張のため欠席されていますので、委員長代理の私、浅野が進行を
務めます。

本日は6名の委員が出席です。

また、厚生労働省の田中残留農薬等基準審査室長及び農林水産省の古川飼料安全・薬事
室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第906回会合）議事次第」に従いまし

て、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○重元総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は11点ございます。

資料1-1から1-4までが農薬4品目「アセフェート」、「キノフメリン」、「ホスチアゼート」、「メタミドホス」に係る厚生労働省からの諮問書です。資料1-5が動物用医薬品「タイロシン」に係る厚生労働省からの諮問書、資料1-6が飼料添加物「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステルを飼料添加物として使用した家畜に由来する食品の安全性」に係る厚生労働省からの諮問書です。資料1-7が今までに申し上げた品目に関する厚生労働省の説明資料でございます。資料1-8が飼料添加物、これは先ほどと同じものなのですが、そちらに係る農林水産省からの諮問書でございます。資料2-1が「農薬評価書（案）フロニカミド（第9版）」、資料2-2が「農薬評価書（案）ポリオキシシンド亜鉛塩（第2版）」でございます。資料3が「令和5年度食品安全確保総合調査課題（案）について」でございます。

資料は以上でございます。不足の資料等はございませんでしょうか。

○浅野委員長代理 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○重元総務課長 御報告いたします。

事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただいた確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○浅野委員長代理 確認書の記載内容に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○浅野委員長代理 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料１－１から１－６までありますとおり、厚生労働大臣から７月１２日付で農薬４品目、動物用医薬品１品目、飼料添加物１品目について、資料１－８にありますとおり、農林水産大臣から７月１２日付で飼料添加物１品目につきまして、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

まず、農薬４品目、動物用医薬品１品目、飼料添加物１品目につきまして、厚生労働省の田中残留農薬等基準審査室長から御説明をお願いいたします。

○田中残留農薬等基準審査室長 厚生労働省の食品基準審査課残留農薬等基準審査室長の田中と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料１－７に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料１－７を１枚おめくりいただきまして、別添１と書かれたページを御覧ください。１剤目、「アセフェート」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請などによる残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤です。

日本においては、農薬としてキャベツ、ばれいしょなどに農薬登録されており、今回、ミニトマト及びブロッコリーへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、 JMPRにおける毒性評価がなされており、国際基準はトマト、クランベリーなどに設定されています。また、諸外国におきましては、米国でカリフラワー、クランベリー、欧州で大豆などに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価はこれまで３回いただいております、ADIは0.0024、ARfDは0.1と設定されてございます。

続きまして、２剤目、農薬「キノフメリン」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく新規登録申請による残留基準設定の要請がなされていることから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤です。

日本において農薬登録はなされておらず、今回、稲、トマトなどへの新規登録申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、 JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておられません。また、諸外国において基準値は設定されておられません。

食品安全委員会での評価等ですが、今回、初回となります。

続きまして、３剤目、農薬「ホスチアゼート」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請などによる残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤です。

日本においては、農薬としてきゅうり、なすなどに農薬登録されており、今回、キャベ

ツ、セルリーなどへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておりません。また、諸外国においては米国でトマト、欧州でバナナなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価はこれまで2回いただいており、ADIは0.002、ARfDは一般の集団で0.007、妊婦または妊娠している可能性のある女性で0.002と設定されてございます。

続きまして、4剤目、農薬「メタミドホス」でございます。本件は、農林水産省からのアセフェートにおける農薬取締法に基づく残留基準値設定の要請がなされたことに伴い、アセフェートの代謝物であるメタミドホスに設定されているブロッコリー及びトマトの基準値を変更する必要があることから、また、アセフェートの要請に伴いましてメタミドホスにおける追加資料の提出がなされていることから、食品安全基本法第24条1項1号に基づき、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤です。

日本において農薬登録はされてございません。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおける毒性評価がなされており、国際基準はばれいしょ、綿実などに設定されています。

また、諸外国においては、米国でカリフラワー、クランベリー、欧州で大豆、綿実などに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価は、これまで2回評価いただいており、ADIは0.00056、ARfDは0.003と設定されてございます。

続きまして、5剤目、動物用医薬品「タイロシン」でございます。本件は、農林水産省から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、承認に係る意見聴取の依頼がなされていることから、食品健康影響評価をお願いするものです。

用途は抗生物質です。

日本においては、動物用医薬品として牛、蜜蜂などを対象に承認をされており、今回、蜜蜂に対する使用方法追加を目的に承認申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JECFAにおいて毒性評価がなされており、国際基準は牛、鶏などに設定されています。また、諸外国においては、米国で牛、はちみつ、欧州で全ての食用動物、卵などに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価は、これまで3回いただいており、ADIは0.005と設定されてございます。

続きまして、最後ですが、飼料添加物「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル（HMBi）」でございます。本件は、農林水産省から飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料添加物の指定に係る意見聴取の依頼がなされていることから、食品健康影響評価をお願いするものです。

HMBiは、食品衛生法第13条3項の規定により、人の健康を損なうおそれのないことが明

らかであるもの、いわゆる対象外物質として既に定められているメチオニンを有効成分とするもので、家畜へのアミノ酸の補給を目的に使用されます。

厚生労働省では、これまでこうしたメチオニンの関連化合物を既に評価いただいた対象外物質メチオニンとして扱っております。

一方、今回のHMBiについては、申請資料によりますと、使用後、家畜体内でアセトンが生じ、畜産物中に残留するとされていることから、その影響も含めて評価をお願いしたいと思います。

人の健康影響に問題がなければ、いただいた答申を踏まえまして、HMBiを対象外物質メチオニンとして扱うこととする予定です。

日本におきましては、飼料添加物として本品は指定をされておらず、今回、牛用の飼料を対象とする新規指定が予定されているものでございます。

国際機関、海外での状況ですが、JECFAでは毒性評価は行われておりません。また、諸外国において基準値は設定されておりません。

食品安全委員会での評価は、参考でございますが、記載のとおりでございます。

最後となりますが、今回改めて評価をお願いするものにつきまして、別添2として前回の評価時点からの追加データの状況を列記してございます。

説明は以上でございます。

○浅野委員長代理 御説明ありがとうございました。

ただ今の説明の内容につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

では、続きまして、飼料添加物1品目につきまして、農林水産省の古川飼料安全・薬事室長から御説明をお願いいたします。

○古川飼料安全・薬事室長 農林水産省畜水産安全管理課飼料安全・薬事室の古川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、農林水産省から食品健康影響評価をお願いする物質は「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル」でございます。

資料1-8を御覧いただきたいと思います。また、その表の1枚をめくっていただきますと、その概要が記載されておりますが、内容につきましては、先ほど厚生労働省から説明がありましたとおり、本飼料添加物は、反すう動物における必須アミノ酸であるメチオニンの補給を目的としているものでございます。

また、海外におかれましては、EU諸国において同目的で飼料添加物として使用が認められております。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正につきましては、令和4年1月19日に農業資材審議会より適当との答申を得ております。

改正の概要といたしましては、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエ

ステルを飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤の成分規格及び基準等を設定いたします。また、本飼料添加物を含む飼料の基準及び規格等を設定いたします。

なお、本飼料添加物の用途は、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給であり、対象家畜につきましては、要望者の試験データの提出があった牛といたしております。

今後の方針といたしましては、貴委員会から本飼料添加物の指定等に係る食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する症例等の改正手続を進める予定としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○浅野委員長代理 御説明どうもありがとうございました。

ただ今の御説明の内容につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

大丈夫でしょうか。

それでは、まず、厚生労働省から御説明のありました農薬「アセフェート」、「ホスチアゼート」及び「メタミドホス」並びに動物用医薬品「タイロシン」につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

これらの品目につきましては、いずれも今回の諮問に当たり試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかにつきまして、担当の私から説明いたします。

農薬「アセフェート」、「ホスチアゼート」及び「メタミドホス」につきましては、雌ラットを用いる単回経口投与試験等が追加されていることから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるものと認められます。なお、これらは有機リン系の成分でありまして、神経系への影響が認められるものです。審議に際しては、本剤は発達神経毒性についても議論を行う必要があると考えております。

動物用医薬品「タイロシン」につきましては、家畜移行試験、残留試験等が追加されており、また、前回の評価以降に微生物学的ADIの計算式の係数に変更があるため、既存の評価結果にこちらも影響を及ぼす可能性があるものと認められます。

以上より、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、農薬3品目につきましては、農薬に関する専門調査会において、動物用医薬品「タイロシン」につきましては、肥料・飼料等専門調査会におきまして、それぞれ審議することによろしいでしょうか。

松永委員、お願いします。

○松永委員 動物用医薬品「タイロシン」について質問があります。今、厚生労働省さんから御説明いただきまして、蜜蜂に対する使用方法を追加ということなのですが、これは抗生物質ですので、通常は肥料・飼料等専門調査会での審議と同時に薬剤耐性菌を選択する可能性がないかというところでワーキンググループで評価することになるのかなと思ったのですが、今回の場合には、薬剤耐性菌選択については評価が必要ないということなのでしょうか。ちょっと教えていただければと思います。

○浅野委員長代理 それでは、脇委員、お願いします。

○脇委員 薬剤耐性菌の担当委員でございます脇からお答え申し上げます。

タイロシンが蜜蜂に使用された場合に選択される薬剤耐性菌に関する評価につきまして、食品安全委員会は既に2017年に評価を実施しております。このときに、はちみつの中では非芽胞形成細菌は生存できなくなり、一方で、芽胞形成細菌の芽胞は長期間生存することが可能であります。これまでに知られている知見からは、はちみつとの関連が確認されている芽胞形成細菌による感染症は*Clostridium botulinum*による乳児ボツリヌス症のみであり、また、その治療にはガンマグロブリン製剤等を用いるのが主でありまして、抗生物質は使用されないということから、特定すべきハザードはないと判断されて、蜜蜂由来食品を介して人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と評価されております。

また、今回この結論に影響を与えるような新たな知見も提出されておられません。よって、今回の評価結果には変更はなく、新たな評価も不要かと考えております。

以上です。

○松永委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○浅野委員長代理 ほかに質問、コメント等はございませんでしょうか。

それでは、農薬「アセフェート」、「ホスチアゼート」及び「メタミドホス」につきましては、農薬第四専門調査会におきまして、農薬「キノフメリン」につきましては、農薬第五専門調査会におきまして、さらに動物用医薬品「タイロシン」につきましては、肥料・飼料等専門調査会において審議することといたします。

農薬「アセフェート」、「ホスチアゼート」及び「メタミドホス」の審議に関しましては、先ほどの担当委員としての私の指摘を踏まえるようお願いいたします。

次に、厚生労働省と農林水産省からそれぞれ御説明のありました飼料添加物「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル」につきましては、飼料・肥料等専門調査会におきまして審議することといたします。

田中室長、古川室長、御説明どうもありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○浅野委員長代理 それでは、次の審議に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬「フロニカミド」及び農薬「ポリオキシシンド亜鉛塩」につきましては、今年5月30日の第900回委員会会合におきまして、厚生労働省から評価要請があった際に、本委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しているため、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき検討を行い、委員会におきまして審議し、必要に応じて評価書を改訂することとしておりました。本日、その審議を行いたいと思います。

まず、農薬「フロニカミド」につきまして、担当の私から御説明いたします。

本件につきまして、本委員会で直接審議いただくため、評価書案を提出しております。評価要請があった際の会合において説明しましたとおり、今回新たに提出された資料の内容からは、新たに安全性について懸念されるような知見は認められず、評価結果に変更はございません。

詳細につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○横山農薬評価室長 資料2-1に基づき、御説明申し上げます。

フロニカミドの農薬評価書、第9版になります。

7ページを御覧ください。第9版関係の審議の経緯の記載がございます。葉ごぼうの適用拡大申請に関連して、基準値設定依頼があったことを受けて、本年5月に厚生労働大臣から評価要請のあったものでございます。

13ページを御覧ください。このものは、6. に示された構造のピリジンカルボキシアミド系の殺虫剤でございます。

7. の開発の経緯にございますとおり、本剤は、吸汁性害虫に対し、吸汁行動を阻害することにより殺虫効果を示すと考えられているものでございます。

今回、葉ごぼうの作物残留試験成績が追加されておきまして、評価書ですと25ページの6. の(1)を御覧ください。フロニカミド並びに代謝物C及びEが分析対象とされ、結果は60ページの別紙3の下の方に追記してございますが、評価書の25ページの最大残留値の記載に変更はございませんでした。

26ページの下の方の(3)推定摂取量につきまして、農産物ではフロニカミド並びに代謝物C及びE、畜産物ではフロニカミド並びに代謝物D及びEをばく露評価対象物質として算出しておきまして、推定摂取量は表14のとおり、国民平均で611 μg /人/日等となっております。

46ページにお進みください。食品健康影響評価の記載でございます。最初の段落に第9版の改訂について記載しております。ADI、ARfDにつきましては、47ページから記載がございますが、前版からの変更はございません。

以上、フロニカミドにつきまして、これまでの評価結果を変更するものではございませんので、国民からの意見・情報の募集を実施することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

以上でございます。

○浅野委員長代理 御説明ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

特にないようですね。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集を行わないこととして、以前の委員会で決定いたしました評価結果と同じ結論、すなわちフロニカミドの許容一日摂取量を0.073 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量を3 mg/kg 体重、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量を1 mg/kg 体重と設定するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○浅野委員長代理 ありがとうございます。

次に、農薬「ポリオキシシンド亜鉛塩」につきまして、担当の私から説明いたします。

本件につきましても、本委員会で直接審議いただくため、評価書案を提出しております。

評価要請があった際の会合において説明したとおり、今回新たに提出された資料の内容からは、新たに安全性について懸念させるような知見は認められず、評価結果に変更はございません。

詳細につきましては、事務局から御説明をお願いいたします。

○横山農薬評価室長 資料2-2に基づき御説明申し上げます。

ポリオキシシンド亜鉛塩評価書、第2版になります。

3ページを御覧ください。第2版関係の審議の経緯の記載がございます。アスパラガスの適用拡大申請に関連して、基準値設定依頼があったことを受けまして、本年5月に厚生労働大臣から評価要請のあったものでございます。

7ページを御覧ください。このものは、6. に示された構造のヌクレオシド系殺菌剤でございます。

7. の開発の経緯にありますとおり、病原糸状菌の細胞壁構成成分であるキチンの生合

成系において、キチン合成酵素を拮抗阻害し、正常発芽を阻止することで殺菌作用を示すと考えられているものがございます。

17ページにお進みください。6. の（１）に作物残留試験の結果の記載がございます。今回、アスパラバスの試験が追加提出されまして、最大残留値がアスパラガス（茎）の0.15 mg/kgに変更になりました。

その下の（２）の推定摂取量につきましては、今回追記いたしました。推定摂取量は表14のとおり、国民平均で0.26 μ g/人/日等となっております。

31ページを御覧ください。食品健康影響評価でございます。最初の段落に第2版の改訂についての記載がございます。ADI、ARfDにつきましては、31ページから32ページに記載がございますが、前版からの変更はございません。

以上、ポリオキシシンD亜鉛塩につきまして、これまでの評価結果を変更するものではございませんので、国民からの意見・情報の募集を実施することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

以上でございます。

○浅野委員長代理 御説明ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にありませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定いたしました評価結果と同じ結論、すなわちポリオキシシンD亜鉛塩の許容一日摂取量を7.2 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要があると判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○浅野委員長代理 ありがとうございます。

（３）令和5年度食品安全確保総合調査課題（案）について

○浅野委員長代理 次の審議に移ります。

「令和5年度食品安全確保総合調査課題（案）について」です。

まず、研究・調査企画会議事前・中間評価部会座長の脇委員から御説明をお願いいたします。

○脇委員 御説明いたします。

令和5年度の食品安全確保総合調査課題につきましては、7月5日に開催いたしました令和5年度研究・調査企画会議事前・中間評価部会で審議し、資料3のとおり取りまとめました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○寺谷評価調整官 それでは、資料3を御覧ください。資料3に基づきまして説明してまいります。

まず表の紙なのですが、令和5年7月5日に研究・調査企画会議事前・中間評価部会第1回を開催しております。こちらにおきましては、令和6年度の優先実施課題、それから令和5年度の研究課題のうち2次公募の分、それから調査課題の追加、それぞれ議論をいただいたところでございます。このうち調査課題につきましては、本日、お諮りするものとなっております。

なお、令和5年度の調査課題におきましては、令和5年度の優先実施課題に基づきまして、既に何本か複数の調査課題が走り始めているところでございまして、その追加となるものが今回お諮りするものでございます。

最後のページを御覧ください。令和5年度食品安全確保総合調査課題（案）というものでございます。

今回お諮りするものの課題名としましては「食品により媒介される微生物等に関する食品健康影響評価に係る情報収集調査」というものでございます。

調査の概要です。こちらは4つのパラグラフで説明しているものですが、1つ目のパラグラフにおきましては、リスク評価の体系的アプローチを概説しているものでございます。

2つ目も同じような概説しているものですので、3つ目の段落から御説明しますと、この調査課題におきましては、食品中の微生物学的ハザードのばく露によるリスクを特徴づけるためには、喫食する食事当たりの対象とする食品の摂取量、喫食頻度、喫食形式、これは例えば生であるとか、加熱したというものを知っておく必要がありますし、さらには感受性も大事な要素になりまして、感受性は幾つかの集団で変動する。例えば乳幼児や高齢者、それから免疫が低下している者などは低下します。このような変動、そして食品由来ハザードによる疾病をより低い用量でも発症しやすくなる、このような特性。さきに述べた特性と今述べたような特性がありまして、これらを知っておく必要があります。

微生物等のリスク評価の課題である精緻な定量的なリスク評価を実施するためには、対象とする集団の中で、どのくらいの人がどのような食品をどのような状態でどの程度摂取しているのかといった喫食に関するデータが不可欠となります。しかしながら、近年の利用可能な網羅的かつ体系的にまとめられた当該データは存在しておらず、評価実施に際しての課題の1つとなっております。

この調査におきましては、今後見込まれる、食品により媒介される微生物等による食品健康影響評価の実施に不可欠なデータを収集し、消費段階（喫食時点）における消費者の

分布、喫食量、喫食習慣等を明らかにし、関連する知見の整理・分析を行うことを目的とするものでございます。

付言しますと、これは平成18年度に一度似たようなことをやっておりましたが、その後、データが存在していないということで、実際にやるのはインターネット等を用いてアンケート調査を行っていく、そのような調査となっているものでございます。

説明は以上でございます。

○浅野委員長代理 御説明ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

大丈夫でしょうか。

それでは、本件について、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○浅野委員長代理 それでは、事務局は手続を進めるようお願いいたします。どうもありがとうございます。

○寺谷評価調整官 ありがとうございました。

(4) その他

○浅野委員長代理 ほかに議事はありませんでしょうか。

○重元総務課長 以上でございます。特にはございません。

○浅野委員長代理 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、7月25日火曜日14時から開催を予定しております。

また、24日月曜日14時から「薬剤耐性ワーキンググループ」が開催される予定となっております。

以上をもちまして、第906回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。